

[事案 30-80] 入院給付金等支払請求

・平成 30 年 10 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約した医療保険について、子宮腺筋症の入院・主従等に対する給付金の支払いを請求したところ、責任開始前発症を理由として不支払いとなった。しかし、告知書作成時、以前から子宮腺筋症にて服薬していたことを募集人に伝えたところ、募集人から、今は服用していないなら書かなくて良いと言われたため、告知書には記入しなかったが、正確に告知していたら無駄な保険料を払わずに済んだので、疾病入院給付金、女性入院給付金、手術給付金等を支払ってほしい。または既払込保険料相当額を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 子宮腺筋症は責任開始前発症であることは明らかである。
- (2) 告知時に、募集人は子宮腺筋症という病名を聞いておらず、今は服薬していないなら告知書に書かなくて良いと伝えたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には入院給付金等の請求権はなく、申立人が募集人の誤説明により子宮腺筋症の告知をしなかったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。